

# 令和6年度 泉南市建設工事 市内業者 入札等参加資格審査申請要領

※市内業者とは、建設業許可を受けた主たる営業所を本市内に置く者をいいます。

## ※水道事業に関するお知らせ

平成31年4月より本市水道事業は、大阪広域水道企業団と事業統合していますので、上水道事業関連の入札参加を希望される場合は、大阪広域水道企業団経営管理部財務課契約グループ（電話番号：06-6944-6047）へお問い合わせください。

## ※入札等参加資格審査申請の兼用について

この申請は泉州南消防組合の入札等参加資格審査申請を兼ねるものであり、審査後、入札参加資格有資格者名簿に登載された者については泉南市並びに泉州南消防組合発注の入札等参加資格を有することとなります。

泉南市が発注する競争入札（見積）に参加希望する業者の方は、次のとおり申請してください。

### A. 申請できる者（この資格要件をすべて備えている方に限ります。）

- 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- 国税及び地方税を滞納していない者。
- 令和4年12月31日以前より建設業許可を受け、市内業者として引き続き建設業を営んでいる者。
- 提出期間内にCの提出書類をすべて提出できる者。

### B. 申請の受付等

○申請の受付は、下記のいずれかの方法が可能です。

|       | 受付方法  | 受付期間  |
|-------|---|---|
| 受付方法1 | 市役所別館1階会議室1へ持参<br>(その場で対面審査を行い、受領書等を交付します。) | 令和6年1月16日(火)～1月19日(金)及び<br>令和6年1月23日(火)～1月26日(金)及び<br>令和6年1月30日(火)～2月2日(金)<br>受付時間：9時30分から <b>正午</b> まで |
| 受付方法2 | 契約検査課窓口へ持参<br>(窓口で審査は行いません。受領書等は後日返送します。)   | 令和6年1月16日(火)～2月2日(金)<br>(土曜日・日曜日は除く)<br>受付時間：9時30分から17時30分まで<br>(正午から午後1時は除く)                           |
| 受付方法3 | 郵送<br>(書留等記録の残る方法で郵送してください。受領書等は後日返送します。)   | 令和6年1月16日(火)～2月2日(金)<br>(期間内の消印等のみ有効)   |

○受付方法2・3の場合は、次の書類も忘れずに提出して下さい。

➤入札参加申請受領書の返送用封筒（84円切手貼付）

➤氏名、担当部署名、連絡先電話番号を記載した担当者届（不備、不足の問い合わせに対応できる方：様式任意、名刺でも可）

○受付方法3の場合は、必ず、書留等記録の残る方法により送付して下さい。

送付先 〒590-0592

(必ず課名まで記載して下さい。)

※提出用封筒の表に「**入札参加資格審査申請書 在中**」と記載して下さい。

※必要書類でファイルに綴じない次の書類も忘れず同封して下さい。

➤ **経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（発行官公庁様式）**

➤ **受付票（様式第9号）**

○提出部数：1部

○受付後、審査の結果、不備、不足がなければ、入札参加資格申請書受領書をお返し（受付方法2・3の場合は、返信用封筒により送付）します。

○受付後、審査の結果、申請書類に不備、不足がある場合は入札参加資格申請書受領書に代えて、不備、不足の内容を記載した「泉南市入札等参加資格審査申請の不足書類について」をお渡し（受付方法2・3の場合は、返信用封筒により送付）しますので、再度申請者より「不備・不足に対応した必要書類」を**令和6年2月29日（金）までに契約検査課に提出**して下さい。郵送される場合は「必要書類と返信用封筒（84円切手貼付）」を必着で送付して下さい。

この期限を過ぎて提出された場合は令和6年度の登録は行われませんのでご注意ください。

○提出された申請書類は返却しません。

**C. 必要書類（右記図も要確認）**

○A4サイズのファイル（縦長左綴じ・色指定なし）に必要書類を綴りNo順にとじ込み、ファイル背表紙の下部に会社名を記入して提出して下さい。

ただし、**経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書及び受付票はファイルにとじ込まず**、別添として下さい。

○必要書類は、下記のとおりです。



| 綴りNo | 提出書類名称                              | 様式      | 綴りNo        | 提出書類名称                                | 様式                       |
|------|-------------------------------------|---------|-------------|---------------------------------------|--------------------------|
| 1    | 入札等参加資格審査申請書                        | 様式第1号   | 11          | 営業所一覧表                                | 様式第6号                    |
| 2    | 暴力団等排除に関する誓約書                       | 様式第2号   | 12          | 経営事項審査申請書添付書類様式第二号の工事経歴書              | 経 審 提出様式                 |
| 3    | 印鑑証明書                               | 発行官公署様式 | 13          | 経営事項審査申請書添付書類別紙二の技術職員名簿               | 経 審 提出様式                 |
| 4    | 使用印鑑届                               | 様式第3号   |             | 保有資格等の写し                              |                          |
| 5    | 代表者身分証明書(個人)<br>履歴事項全部事項証明書(法人)     | 発行官公署様式 | 14          | 雇用関係確認書類                              | 記載説明<br>14参照             |
| 6    | 建設業許可確認書類<br>(許可証明書・建設業者詳細情報・許可通知書) |         | 記載説明<br>6参照 | 15                                    | 資本関係・人的関係等に関する調書         |
| 7    | 許可業種一覧表                             | 様式第4号   | 16          | 事務所案内図、写真                             | 様式第8号                    |
| 8    | 納税証明書                               | 記載説明8参照 | 別 添         | 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書                 | 発行官公署様式                  |
| 9    | 建設業退職金共済事業加入・履行証明書                  | 発行官公署様式 |             | 受付票                                   | 様式第9号                    |
|      |                                     |         |             | 返信用封筒<br>(84円切手貼付)<br>※受付方法2・3の場合のみ必要 | 長形3号等<br>(84円切手で郵送可能な封筒) |
| 10   | 防災協定書の締結状況及び機械器具所有状況調書              | 様式第5号   | 担当者届        | 様式は任意<br>名刺同封でも可                      |                          |

※証明書類及び履歴事項全部証明書等は、**令和5年10月16日以降に発行**されたものに限る

ます。また、明確な複写をもって代用できます。  
但し、市税納税証明書（添付様式）は原本を提出して下さい。

## 【記載説明】

### 1. 入札等参加資格審査申請書

○行政書士が本書類を作成した場合は、欄外の余白に記名押印をして下さい。

### 2. 暴力団等排除に関する誓約書

○記載内容を熟読の上、提出して下さい。

### 3. 印鑑証明書(写し可)

○個人業者の方は在住の市町村、法人の方は法務局発行のもの。

○証明書は、**令和5年10月16日以降に発行**されたものに限ります。

### 4. 使用印鑑届

○実印を使用印とされる方は、使用印欄に実印を押印して下さい。

### 5. 代表者の身分証明書（個人）又は履歴事項全部証明書（法人）（どちらも写し可）

○個人業者で申請する方は、代表者の本籍地の戸籍関係課で発行される身分証明書を、法人の方は履歴事項全部証明書を添付して下さい。

○証明書は、**令和5年10月16日以降に発行**されたものに限ります。

### 6. 建設業許可確認書類(写し可)

○次の（1）から（3）のいずれかで、**令和5年10月16日以降に証明・印刷・通知**されたものを添付して下さい。

（1）建設業許可証明書(写し可)

（2）国土交通省ウェブサイト「建設業・宅建業者等企業情報検索システム」に掲載されている建設業者の詳細情報のPDFを印刷したもの（写し）

※許可年月日が2種類ある場合はそれぞれの許可年月日分のPDFを印刷して下さい。（この場合それぞれの許可年月日分で2枚を添付いただくことになります。）

※国土交通省ウェブサイト「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」

<https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/kensetuKensaku.do?outPutKbn=1>

（3）建設業許可通知書（写し）

### 7. 許可業種一覧表

○「許可業種一覧表」の記載要領を参照し、記入して下さい。

## 8. 納税証明書(市税以外は写し可)

○必要な納税証明書は、下記のとおりです。(完納しているものに限りです。)

○証明書は、**令和5年10月16日以降に発行**されたものに限りです。

|    | 税目   | 提出書類  |
|----|--|---|
| 法人 | 国税(法人税、消費税)<br>『発行：泉佐野税務署』                                 | 様式その3の3(※2)                                   |
|    | 法人分の市税<br>(課税されているすべての税目)<br>『発行：市役所税務課』                   | 添付様式の納税証明書(法人用)(※1※3)<br>納税証明書は原本提出           |
|    | 代表者の市税<br>(泉南市で課税されている場合、<br>課税されているすべての税目)<br>『発行：市役所税務課』 | 添付様式の納税証明書(個人・法人代表者<br>用)(※1※3)<br>納税証明書は原本提出 |
| 個人 | 国税(所得税・消費税)<br>『発行：泉佐野税務署』                                 | 様式その3の2(※2)                                   |
|    | 代表者の市税<br>(泉南市で課税されている場合、<br>課税されているすべての税目)<br>『発行：市役所税務課』 | 添付様式の納税証明書(個人・法人代表者<br>用)(※1※3)<br>納税証明書は原本提出 |

※1 別添納税証明書交付申請書(入札等参加資格審査申請用)と納税証明書(2部)に必要な事項を記入して、税務課で証明を受けて下さい。

※2 オンラインでも請求することができるので、請求方法は下記で確認して下さい。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm#online>

※2※3 新型コロナウイルス感染症等の影響で税の徴収猶予をうけ、未納がない証明書が発行されない場合は、その旨を証明する直前1年分の※2納税の猶予許可通知書又は納税証明書(その1)及び直前1年分の※3徴収猶予許可通知書を提出して下さい。

## 9. 建設業退職金共済事業加入・履行証明書(写し可)

○**令和5年10月16日以降に発行**された証明書、もしくは直近の経営事項審査申請書に添付した証明書を提出して下さい。

○建設業退職金共済には加入しているが、受注工事における貼付実績がないため加入・履行証明書が発行されない場合は、建設業退職金共済契約者証の写しを提出して下さい。

○加入していない場合は、その理由を書いた理由書を添付して下さい。

## 10. 防災協定書の締結状況及び機械器具所有状況調書

○防災協定書の締結状況について、ア又はイのいずれかに○をして下さい。

○機械器具一覧表に記載する重機等については、自社所有又は1年以上のリースの場合に記載してください。

## 11. 営業所一覧表

○「営業所一覧表」の記載事項を参照し、記入して下さい。

## 1 2. 経営事項審査申請書添付書類様式第二号の工事経歴書（写し）

○経審に添付したものを提出して下さい。

## 1 3-1. 経営事項審査申請書添付書類別紙二の技術職員名簿（写し）

○経審に添付したものを提出して下さい。

## 1 3-2. 保有資格の写し

**※令和5年度以前の申請で既に保有資格の写しを提出している技術職員分は不要です。**

**※令和5年2月以降で新規に取得した資格、又は新規に雇用された技術者の資格について下記のとおり写しを提出して下さい。**

○経審の技術職員名簿に記載されている技術者が保有するすべての資格が確認できる写しを提出して下さい。（技術職員名簿に記載されている資格及び監理技術者資格者証含む）

○実務経験などにより有資格者とする場合は実務経験が確認できる書面の写しを提出して下さい。

## 1 4. 雇用関係確認書類（写し）

○技術職員名簿に記載されている技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係（3ヶ月以上の雇用関係）にあることを確認するため次の（1）から（5）のいずれかの書類を提出して下さい。

（1）健康保険被保険者証（下記のように被保険者記号番号及び保険者番号にマスキングをしたもの）

| 健康保険 本人（被保険者証） |             |                  |
|----------------|-------------|------------------|
| 被保険者証          | 記号          | 令和〇年〇月〇日交付<br>番号 |
| 氏名             | 〇〇 〇〇       |                  |
| 生年月日           | 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 | 性別 ○             |
| 資格取得年月日        | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 |                  |
| 事業所名称          | 株式会社〇〇〇〇〇   |                  |
| 保険者番号          | ■■■■■■■■■■  |                  |
| 保険者名称          | 〇〇〇〇〇       |                  |
| 保険者所在地         | 〇〇市〇〇〇      |                  |

（2）雇用保険被保険者資格取得等確認通知書

（3）住民税特別徴収税額通知書

（4）被保険者縦覧照会回答票

※被保険者縦覧照会回答票請求書【年金事務所請求様式】により、貝塚年金事務所に請求し交付を受けて下さい。

（5）代表者の令和4年分の確定申告書（個人の事業所で雇用している労働者が5人未満の事業所等）

※控用で受付印の確認できるものが必要です。

※青色申告されている方は、申告書に加え青色申告決算書（写）を、白色申告されている方は、申告書に加え収支内訳書（写）も提出して下さい。

※個人番号「マイナンバー」はマスキングをして下さい。

○なお、令和7年度以降については、貝塚年金事務所発行の被保険者縦覧照会回答票（主に法人事業所）又は代表者確定申告書（主に個人事業所）は廃止し、上記の（1）から（3）のみを必要書類とする予定です。

## 15. 資本関係・人的関係調書

- 1の「資本関係に関する事項」については、会社法第2条第4号又は第3号の規定に該当する親会社・子会社を有する場合に記入して下さい。
- 2の「役員等の兼任状況」については、役員等が他の会社の役員等と兼任している場合に記入して下さい。「役員等」は、代表取締役、取締役並びに会社更生又は民事再生の手続き中である会社管財人とし、監査役は含みません。また、役員が名称が上記と異なる場合でも、職務権限等が上記に該当する場合は、上記に該当するものとして記入して下さい。又、個人の代表者が法人の役員等を兼ねる場合についても記入して下さい。
- 3の「自社の者で他社の入札に関わる営業活動に携わっている者がいる他の会社」については、資本関係・人的関係はないがそれらと同等の会社がある場合に記入して下さい。
- 該当がない場合は、4の該当なしを○して下さい。
- 別添「関連会社の同一入札への参加制限等について」を参照して下さい。

## 16. 事務所案内図

- 市販地図等を活用し、所在が明確に確認できるようにして下さい。
- 様式第8号-2は、看板等商号が読み取れる建物の外観写真と事務所内写真を印刷の上、のりで貼り付けるか、写真データを様式に貼り付けて直接印刷して下さい。写真については、3ヶ月以内に撮影したものに限ります。

### (別添) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(経営事項審査結果通知書)

- 審査基準日が令和4年7月31日以降のものを提出して下さい。

### (別添) 受付票

- 受領書部分も含めて、太線内を記入して下さい。
- 「申請区分」は、過去に登録されていても現在登録がなければ「新規」となりません。登録の有無が不明な場合は、[本市ウェブサイト\(ホーム>事業者の方へ>登録業者>入札等参加資格有資格者名簿\)](#)を参照して下さい。
- 更新申請の場合、前回の受付番号を記載いただきますが、受付番号が不明な場合は、契約検査課へお問い合わせ下さい。
- 提出書類確認のため、「提出書類の確認」表のチェック欄に☑を入れて下さい。

### (別添) 返信用封筒

- 受付方法2・3の場合は、長形3号等(84円切手で郵送可能な)封筒に84円切手を必ず貼り、郵便番号、住所、会社名等を記載して下さい。

### (別添) 担当者届(様式任意:名刺代用可)

- 受付方法2・3の場合は、申請書類に不備、不足がある場合などで当該申請について対応頂ける担当者を届出て下さい。氏名、連絡先が記載されていれば様式は任意で構いません。また、担当者の名刺を同封頂いても結構です。

## D. 有効期間

- 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで(1年間)

## E. 受領書

○受付後、審査の結果、不備、不足がなければ、入札参加資格申請書受領書をお返しします。

※ 受付後、審査の結果、申請書類に不備、不足がある場合は入札参加資格申請書受領書に代えて、不備、不足の内容を記載した「泉南市入札等参加資格審査申請の不足書類について」をお渡し（受付方法2・3の場合は、返信用封筒により送付）しますので、再度申請者より「不備・不足に対応した必要書類」を**令和6年2月29日（木）までに契約検査課に提出して下さい。郵送される場合は「必要書類と返信用封筒（84円切手貼付）」を必着で送付して下さい。**

**この期限を過ぎて提出された場合は令和6年度の登録は行われませんのでご注意ください。**

## F. 変更

○申請書提出後に、申請内容に変更が生じた場合は、変更届をすみやかに提出して下さい。

## G. 新規申請の場合

○新規申請者については、毎年連続して資格審査を受け、4年目に選考要綱に基づく格付業者となった後に、該当する工事の入札や見積に参加する資格を得ることができます。

## H. 情報公開制度について

○申請された入札等参加資格審査申請書類は、泉南市情報公開条例又は個人情報の保護に関する法律の対象となりますのでご了解下さい。

## I. 問い合わせ先

○〒590-0592

大阪府泉南市樽井一丁目1番1号

泉南市 総務部 契約検査課

TEL 072-483-0006

## 関連会社の同一入札への参加制限等について【様式第7号関係】

現在、泉南市が行っている工事の入札については、入札参加者間に入札の適正さが阻害されると認められる資本関係がある場合や人的関係がある場合について、公平、公正な入札執行の観点から、同一入札に参加できない（指名しない）などの措置を行っています。

また、役員だけではなく自社の者で他社の入札に関わる営業活動にも携わっている者がいる場合についても同様の取り扱いを行っています。

この申請をもとに入札参加制限等を行いますので、該当する関連会社がある場合は必ず記載して下さい。

### 《資本関係について》

以下のいずれかに該当する場合をいいます。

- (1)親会社と子会社の関係にある場合
- (2)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### ●親会社・子会社の定義

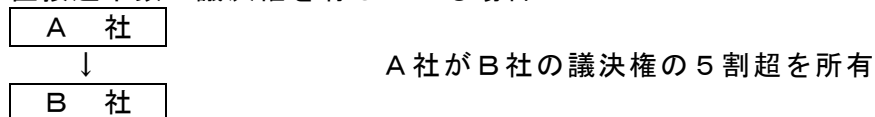
○親会社：株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。（会社法第2条第4号）

○子会社：会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。（会社法第2条第3号）

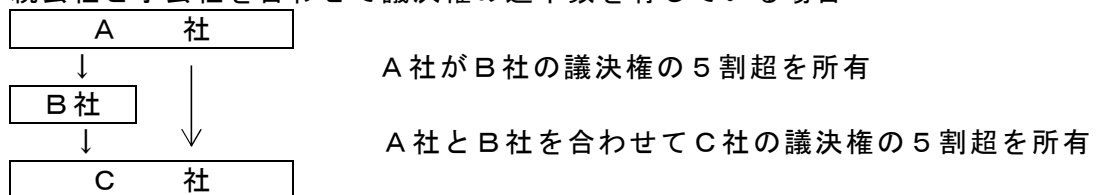
※法務省令＝会社法施行規則第3条

#### 【親会社・子会社の具体例】

1. 直接過半数の議決権を有している場合

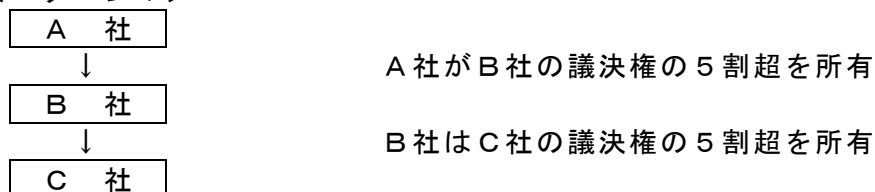


2. 親会社と子会社を合わせて議決権の過半数を有している場合

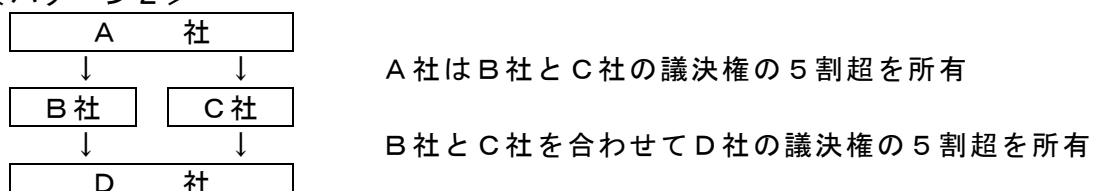


3. 子会社が議決権の過半数を有している場合

<パターン1>



<パターン2>





## 《人的関係について》

以下のいずれかに該当する場合をいいます。

- (1) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（ただし、監査役は役員に含まないものとします。）
- (2) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

### ● 役員 の 定義

- 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
- 取締役（社外取締役を含む。）
- 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人  
なお、監査役は役員に含まない。

## 《自社の者で他社の入札に関わる営業活動にも携わっている者がいる他の会社》

上記の資本関係・人的関係には該当しないが、自社の者が他社の入札に関わる営業活動等にも携わっている者がいる他の関係会社がある場合などをいいます。